



# 島根県報

令和3年11月9日（火）

号外 第 133 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

# 告 示

## 島根県告示第663号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	佐田八神線	出雲市佐田町反邊字平田210番4地先から同字仲田209番4地先まで	前	メートル 11.60～ 12.07	29.37	道路改良工事 工事計画変更による減幅
			後	10.68～ 12.07		
〃	斐川出雲大社線	出雲市大社町修理免822番4地先から同820番10地先まで	前	13.73～ 26.53	34.00	街路工事 拡幅及び減幅
			後	13.73～ 29.38		
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町高見1388番2地先から同町和田1657番6地先まで	前	10.30～ 18.40	149.00	道路改良工事に伴う支障物件解体工事 拡幅
			後	10.30～ 23.30		

## 島根県告示第664号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	掛合大東線	雲南市三刀屋町多久和677番2地先から同706番1地先まで	前	メートル 11.07～ 38.39	メートル 69.22	雲南県土整備事務所	道路改良工事 減幅
			後	10.85～ 22.30	69.22		
〃	木次直江停車場線	雲南市木次町里方1370番52地先から同番47地先まで	前	9.04～ 27.40	542.60		道路改良工事 拡幅
			後	9.04～ 89.02	542.60		

## 島根県告示第665号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町高見1388番2地先から同町和田1657番6地先まで	メートル 149.00	令和3年 11月9日	県央県土整備 事務所	